

支援対象者となる要件

- ・ 第一種奨学金利用者
- ・ 給付型奨学金 2021 年 12 月停止中の者、申請中の者
- ・ 原則、自宅外で生活
(自宅外生は賃貸契約書コピー添付。
自宅生であっても家庭から援助を受けていない場合は対象となる場合もあるので、申請書の申し送り事項欄に詳細を記入してください。)
- ・ 家庭から多額の仕送りを受けていない
(年間額が授業料を含めた金額が 150 万を目安とする。)
- ・ 家庭の収入減により家庭からの支援が期待できない
(新型コロナワクチンウイルス感染症に係る受給証明書等。
証明書を提出できない場合は、R3 年で減少した月と前月の収入を証明するもの。)
- ・ コロナ禍で昨年度減少したアルバイト収入に影響を受けている
(コロナ禍前のアルバイト収入を証明するものと現在のアルバイト収入を証明するもの。給与明細や振込金額のわかるもの)
- ・ 上記以外で経済的理由により修学が困難である者
(申請書申し送り欄に詳細を記入してください。)

※すべてを満たしている必要はありませんが、該当する項目はすべて記入してください。

※上記要件に当てはまらない場合でも、特段の事情がある場合は、その旨を記入し申込をすることは可能です。